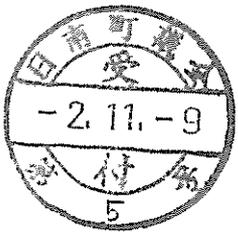


令和 2 年第 10 回日南町議会定例会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第 5 号	令和 2 年 11 月 9 日	全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての請願	別紙写し のとおり	鳥取県西伯郡南部町福里 83 沖縄と連帯するとつとりの会 共同代表 石田 正義ほか 2 名	久代安敏 岡本健三	総務教育常任委員会



日南町 議会議長 山本芳昭 様

全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての請願

2020年 11月 9日

沖縄と連帯するどっりの会

共同代表 石田正義

一盛 真

伊藤英司

事務局 〒683-0204 鳥取県西伯郡南部町福里83

平良忠弘 (電話 0859-57-6760)

紹介議員

久代安敏

岡本健三

請願理由

全国知事会は、2018年7月27日に日米地位協定の抜本的見直しを求める提言を採択し、同8月14日提言書を日米両政府に提出しました。

故翁長雄志沖縄県知事の「基地問題は一都道府県の問題ではない」との訴えを受け、全国知事会は2年近くをかけて提言をまとめました。提言は米軍への国内法の適用、自治体職員の事件事故時の現場への迅速な立ち入り保障などを地位協定に明記するよう要請しており、米軍の訓練ルート、飛行情報を事前提供すること、米軍の事件・事故への実効的な防止策の取り組み、基地周辺の騒音規制措置について、住民の実質的な負担軽減が図られること、基地施設等の使用状況を点検して縮小、返還することを求めています。

この知事会提言以降、全国各地の県市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されています。しかし、基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増しています。加えて、新型コロナ危機です。現在の日米地位協定のもとでは、世界最大の感染国であるアメリカからの軍人軍属の出入国及び基地外への出入りをチェックする権限は日本にはありません。基地を感染源とする予防対策に自治体はおろか国さえ無力であり、基地所在地の住民のみならず全国民の不安は深刻です。

こうした事態を改善していくためには日米地位協定の見直しが緊急の課題となっています。日米地位協定は締結されて60年、この間一度も改定されず不平等な規定のまま今日に至っています。今こそ、この問題に真摯に取り組む時ではないでしょうか。以上の理由により貴議会へ次の事項を請願します。

請願事項

1. 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう、貴議会の名において国及び関係機関に意見書を上げて戴くこと。

日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

わが国には、日米安保条約に基づく日米地位協定により、30都道府県に130を超える米軍基地があります。その米軍基地所在地では、航空機の騒音や米軍人・軍属がかかわる事件・事故などにより、平穏で安全・安心であるべき周辺住民の生活が脅かされる事態が続いており、基地の所在する自治体にとって、その負担の軽減が重要課題となっています。

こうした中で、全国知事会は2018年7月に日米地位協定を抜本的に見直す提言を採択しました。この知事会提言以降、全国各地の県市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されています。しかし、基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増しています。加えて、新型コロナ危機です。現在の日米地位協定のもとでは、世界最大の感染国であるアメリカからの軍人軍属の出入国及び基地外への出入りをチェックする権限は日本にはありません。基地を感染源とする予防対策に自治体はおろか国さえ無力であり、基地所在地の住民のみならず全国民の不安は深刻です。

日米地位協定は、米軍人等の犯罪に係る裁判権や国民生活に深くかかわる事項が日本国法令の適用外と定められていますが、1960年に締結されて以来、60年間一度も改定されず不平等の規定のまま今日に至っています。国民の生命、財産並びに人権を守るためには日米地位協定のあるべき姿への見直しが喫緊の課題となっています。よって、国において適切な措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

議会

提出先

衆議院議長	大島理森
参議院議長	山東昭子
内閣総理大臣	菅義偉
外務大臣	茂木俊允
防衛大臣	岸信夫
総務大臣	武田良太

米軍基地負担に関する提言

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、これまで6回にわたり開催してきました。

研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

その結果、

- ① 日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。
- ② 基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。
- ③ 全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い。
- ④ 日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。
- ⑤ 沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。

といった、現状や改善すべき課題を確認することができました。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること
また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成30年7月27日

全国知事会

(4) 5カ国比較表（地位協定、国内法、運用等）

	国内法の適用	基地の管理権
日本	<p>外務省ホームページ（日米地位協定Q&A問4）（抜粋） 一般に、受入国の同意を得て当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、その滞在目的の範囲内で行う公務について、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられています。すなわち、当該外国軍隊及びその構成員等の公務執行中の行為には、派遣国と受入国の間で個別の取決めがない限り、<u>受入国の法令は適用されません。</u>（※平成31年1月に「国際法」の文言を削除するなど説明を修正 P28参照）</p>	<p>日米地位協定第3条（抜粋） 1 合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため<u>必要なすべての措置を執ることができる。</u> 環境補足協定及び合同委員会合意（概要） 米軍基地内で環境事故が発生した際に、米軍からの通報に基づき日本側が視察の申請ができる手続き等を規定。同手続きに基づき、<u>米軍の許可があった場合には日本側は米軍基地内への立入りが認められる。</u></p>
ドイツ	<p>ボン補足協定 第45条第2項（抜粋） 本条第1項に基づく機動演習その他の訓練の実施に関しては、<u>ドイツ法令の関連規定、特に1961年9月27日の連邦徴発法の現行規定法文を適用する。</u> 第53条（抜粋） <u>当該施設区域の使用についてはドイツの法令が適用される。</u></p>	<p>ボン補足協定署名議定書（第53条について）（抜粋） 4②(a) 軍隊の当局は、ドイツの連邦、州及び地方自治体の各段階でそれぞれ権限ある当局に対し、<u>ドイツのそれらの当局が公務を遂行できるように、ドイツの利益を保護するために必要なあらゆる適切な援助（事前通告後の施設区域への立入りを含む。）を与える。</u> (略) 緊急の場合及び危険が差し迫っている場合には、<u>軍隊の当局は、ドイツの当局が事前通告なしに直ちに立ち入ることができるようにする。</u> ※自治体に立入りパスを支給する等立入り権を確保。</p>
イタリア	<p>米伊モデル実務取極 第17条（訓練・作業行動）（抜粋） 1 全ての訓練行動及び作業行動の計画作り及びその実施は、第5条に定める目標及び目的に従い、かつ<u>非軍事的事項及び軍事的事項に関するイタリアの法規であって特定分野について有効であるものを遵守するものでなければならない。</u></p>	<p>米伊モデル実務取極 第6条（司令部）（抜粋） 1 基地はイタリアの司令部の下に置かれる。左記司令部の機能は、イタリアの将校1名によって行使される。 5 <u>イタリアの司令官は、その責任に対応するために、基地の全ての区域に、いかなる制約も設けずに自由に立ち入る。</u>ただし、後記の第15条に定める場合は別とする。</p>
ベルギー	<p>ベルギー憲法 第185条 <u>いかなる外国の軍隊も、法律に基づかなければ、国の軍務に迎え入れられ、領土を占領または通過することはできない。</u> ※航空法や航空規則（AIP）などのベルギー国内法令を駐留軍にも適用し、飛行高度や飛行時間の規制等を行っている。</p>	<p>シエーブル米空軍基地 <u>米軍基地の所在自治体での聞き取りによると、首長や自治体職員の基地内への立入りは可能であり、米軍側もそれを当然の権利として認めている。</u></p>
イギリス	<p>駐留軍法 英国に駐留（訪問）する外国軍に関する規定を定めること等を目的とした国内法である駐留軍法により英国軍に関連する法の駐留軍への適用を規定 2013年5月21日英国議会庶民院（下院） ロバサン国防大臣の答弁 在英米軍は、1951年NATO地位協定に定められ、1952年駐留軍法を介して制定された通り、<u>米国及び英国の法律の両方に従います。</u></p>	<p>英空軍から米空軍への書簡（1951年） 基地の占有権は引き続き英国側が持つことや基地に英空軍の司令官を置くことなどを条件として、基地の管理権を米軍に移管。一部の基地を除き、<u>在英米軍基地には英空軍の司令官が常駐。</u> ※英空軍司令官の他、英国防省警察も基地に常駐していることが、英国の文書等から確認されている。</p>

訓練・演習への関与（軍用機関係）	航空機事故への対応
<p>日米地位協定 訓練、演習に関する規定無し 日米地位協定の実施に伴う航空特例法（抜粋） 3 前項の航空機及びその航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、<u>航空法第六章の規定は、政令で定めるものを除き、適用しない。</u></p> <p>平成29年1月7日稲田防衛大臣記者会見発言（抜粋） 「<u>運用に関わる問題として、訓練の時間等を含む詳細な情報が日本側に通報されることは通常ありません。</u>ですので、その点について何か求めて行くということは、日本側としてはないということです。」</p>	<p>日米地位協定合意議事録 10(a)及び10(b)に関し、 2 <u>日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、捜索、差押え又は検証を行なう権利を行使しない。</u>（略） ※航空機事故に関する日米のガイドラインが定められているが、平成28年に沖縄県東村で発生したCH-53Eの不時着・炎上事故では、県や沖縄防衛局等の内周規制線内への立入りを米側が拒み、迅速な立入りができず。</p>
<p>ボン補足協定（抜粋） 第45条 軍隊は、（略）連邦国防大臣の同意に従うことを条件として、その防衛任務の遂行上で必要とされる範囲内で施設区域外での機動演習その他の訓練を行う権利を有する。 第46条 軍隊は、権限あるドイツ当局の承認を条件に、かつその防衛任務を遂行する上で必要な範囲内において、本条に基づいて連邦共和国の空域で機動演習その他の訓練を行う権利を有する。 ※実際の運用でもドイツ航空管制が空域使用を許可</p>	<p>2011年（平成23年）4月のシュパングダーレム基地所属のA-10戦闘機墜落事故への対応 墜落した自治体での聞き取りによると、米軍機墜落事故の際は、ドイツ警察、ドイツ軍、米軍が駆け付けたが、<u>ドイツ軍が現場の安全を保持。機体の調査と報告書の作成は米軍が行ったが、調査委員会にはドイツ軍が入っている。環境調査はドイツの法律に基づき、ドイツ側において行ったが、調査に要した費用は米側が支払った。</u></p>
<p>米伊モデル実務取極 第17条（訓練・作業行動）（抜粋） 2 <u>イタリアの関係当局は、現行手続きに従って必要とされる調整及び承認のために、当該施設区域に配属されている部隊の訓練行動及び作業行動について、事前にイタリアの司令官又はその代理人を通じて通告を受けるものとする。</u> 4 <u>航空管制は、イタリアの直接的責任であって、適用可能な法規に準じて、かつこの分野についての相互協力を定める協定に従って行われる。</u></p>	<p>1998年（平成10年）2月の米軍機によるロープウェイ切断事故への対応 現地新聞報道によると、<u>イタリアの現地検察は、フライトレコーダーなどの証拠品を押収するなど、事故を主体的に捜査。</u>また、事故原因の調査についても、イタリア側で調査委員会を設置し、米側と共同で事故調査を行うことで、事故に関する技術報告書を公表。</p>
<p>ベルギー航空法（抜粋） 第3条 外国籍の航空機が王国領域上空を運行する場合、航空院を管轄する大臣の許可が必要となる。王国領域上空での運行に関して相互協定が結ばれている国の航空機に関しては大臣の許可は不要とする。<u>外国籍の軍事用航空機が王国領域上空を飛行する場合、ベルギー国防省の許可が必要となる。</u> 第4条 <u>ベルギー国籍及び外国籍の航空機に対して、ベルギー国王は、王国領域全土または王国領域一部の上空の飛行を禁止することができる。</u></p>	<p>（未確認）</p>
<p>英国空軍規制方針規則 RA2307（抜粋） 73. <u>英国の飛行情報区および上層飛行情報区における軍事飛行の禁止または制限。必要な場合、国防省は、英国の飛行情報区または上層飛行情報区内のすべての空域における英国軍の航空システムまたは駐留軍の航空システムの飛行を、禁止または制限する、あるいはこれに条件を課すことができる。</u>（以下、略）</p>	<p>2014年（平成26年）1月の米空軍レイクンヒース基地所属のHH-60G ペイブ・ホーク墜落事故への対応 事故現場は、<u>英国警察が規制線を張り、英国法に基づき事故を捜索。米軍側は「英国警察に優先権がある」と英国警察側に明言。</u></p>

「日米地位協定見直し」意見書採択地方自治体

2018年7月から2020年9月25日までに採択

都道府県議会		43	秋田県上小阿仁村議会	96	長野県北相木村議会	149	奈良県広陵町議会
1	和歌山県議会	44	秋田県小坂町議会	97	長野県小海町議会	150	奈良県大和高田市議会
2	宮崎県議会	45	秋田県五城目町議会	98	長野県立科町議会	151	奈良県大和郡山市議会
3	長野県議会	46	秋田県藤里町議会	99	長野県軽井沢町議会	152	奈良県斑鳩町議会
4	北海道議会	47	秋田県八郎潟町議会	100	長野県御代田町議会	153	奈良県川西町議会
5	佐賀県議会	48	秋田県井川町議会	101	長野県佐久穂町議会	154	奈良県王寺町議会
6	岩手県議会	49	秋田県美郷町議会	102	長野県池田町議会	155	和歌山県串本町議会
7	奈良県議会	50	秋田県大湯村議会	103	長野県佐久市議会	156	和歌山県九度山町議会
8	沖縄県議会	51	秋田県横手市議会	104	長野県小諸市議会	157	和歌山県田辺市議会
9	静岡県議会	52	秋田県北秋田市議会	105	長野県朝日村議会	158	和歌山県かつらぎ町議会
市町村議会		53	山形県鶴岡市議会	106	長野県辰野町議会	159	鳥取県琴浦町議会
1	北海道夕張市議会	54	山形県庄内町議会	107	長野県大桑村議会	160	鳥取県南部町議会
2	北海道斜里町議会	55	福島県川俣町議会	108	長野県木祖村議会	161	鳥取県北栄町議会
3	北海道豊浦町議会	56	福島県郡山市議会	109	長野県須坂市議会	162	岡山県鏡野町議会
4	北海道知内町議会	57	福島県喜多方市議会	110	長野県王滝村議会	163	岡山県備前市議会
5	北海道余市町議会	58	福島県桑折町議会	111	長野県上松町議会	164	岡山県奈義町議会
6	北海道札幌市議会	59	福島県会津若松市議会	112	長野県高山村議会	165	広島県安芸高田市議会
7	北海道根室市議会	60	栃木県塩谷町議会	113	長野県千曲市議会	166	広島県北広島町議会
8	北海道広尾町議会	61	栃木県矢板市議会	114	長野県中野市議会	167	広島県安芸太田町議会
9	北海道倶知安町議会	62	栃木県佐野市議会	115	長野県木曾町議会	168	広島県庄原市議会
10	北海道赤平市議会	63	群馬県甘楽町議会	116	長野県飯山市議会	169	広島県廿日市議会
11	北海道帯広市議会	64	群馬県渋川市議会	117	長野県南木曾町議会	170	広島県三次市議会
12	北海道恵庭市議会	65	群馬県沼田市議会	118	長野県山ノ内町議会	171	広島県呉市議会
13	北海道白老町議会	66	群馬県利根郡川場村議会	119	長野県南箕輪村議会	172	広島県江田島市議会
14	北海道小樽市議会	67	埼玉県鳩山町議会	120	長野県長和町議会	173	徳島県那賀町議会
15	北海道名寄市議会	68	埼玉県小尻野町議会	121	長野県南牧村議会	174	徳島県牟岐町議会
16	北海道旭川市議会	69	埼玉県東松山市議会	122	長野県宮田村議会	175	高知県四万十町議会
17	北海道釧路市議会	70	埼玉県富士見市議会	123	長野県下諏訪町議会	176	高知県安芸市議会
18	北海道伊達市議会	71	埼玉県吉見町議会	124	長野県豊丘村議会	177	高知県須崎市議会
19	北海道長沼町議会	72	埼玉県越生町議会	125	長野県青木村議会	178	高知県土佐町議会
20	北海道東川町議会	73	東京都小金井市議会	126	長野県飯綱町議会	179	高知県いの町議会
21	北海道土幌町議会	74	東京都小平市議会	127	長野県栄村議会	180	高知県本山町議会
22	北海道古平町議会	75	東京都多摩市議会	128	長野県下條村議会	181	高知県芸西村議会
23	北海道上川町議会	76	東京都羽村市議会	129	長野県野沢温泉村議会	182	高知県香美市議会
24	北海道音更町議会	77	東京都三鷹市議会	130	長野県諏訪市議会	183	高知県大月町議会
25	北海道幕別町議会	78	東京都東久留米市議会	131	長野県茅野市議会	184	福岡県春日市議会
26	青森県大間町議会	79	東京都清瀬市議会	132	岐阜県八百津町議会	185	福岡県大牟田市議会
27	青森県風間浦村議会	80	神奈川県座間市議会	133	岐阜県関市議会	186	福岡県築上町議会
28	青森県外ヶ浜町議会	81	神奈川県二宮町議会	134	愛知県扶桑町議会	187	福岡県鞍手町議会
29	青森県六ヶ所村議会	82	神奈川県逗子市議会	135	三重県御浜町議会	188	福岡県糸田町議会
30	青森県平内町議会	83	神奈川県鎌倉市議会	136	滋賀県湖南市議会	189	福岡県行橋市議会
31	青森県蓮田村議会	84	神奈川県葉山町議会	137	京都府南山城村議会	190	福岡県中間市議会
32	青森県佐井村議会	85	神奈川県藤沢市議会	138	京都府京田辺市議会	191	佐賀県鳥栖市議会
33	青森県横浜町議会	86	新潟県湯沢町議会	139	大阪府摂津市議会	192	佐賀県武雄市議会
34	青森県六戸町議会	87	石川県金沢市議会	140	大阪府忠岡町議会	193	鹿児島県屋久島町議会
35	青森県野辺地町議会	88	石川県羽咋市議会	141	大阪府吹田市議会	194	鹿児島県奄美市議会
36	岩手県二戸市議会	89	福井県小浜市議会	142	大阪府茨木市議会	195	沖縄県南城市議会
37	岩手県奥州市議会	90	山梨県北柱市議会	143	大阪府熊取町議会	196	沖縄県大宜味村議会
38	岩手県花巻市議会	91	長野県長野市議会	144	兵庫県高砂市議会	197	沖縄県今帰仁村議会
39	岩手県雫石町議会	92	長野県南相木村議会	145	兵庫県西宮市議会	198	沖縄県中城村議会
40	岩手県矢野町議会	93	長野県川上村議会	146	兵庫県川西市議会	199	沖縄県八重瀬町議会
41	岩手県北上市議会	94	長野県中川村議会	147	奈良県三郷町議会	200	沖縄県北中城村議会
42	岩手県普代村議会	95	長野県大町市議会	148	奈良県平群町議会	201	沖縄県豊見城市議会

令和2年第10回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第5号	令和2年 11月4日	小規模企業振興に関する条例の制定の要望について	別紙写し のとおり	鳥取県日野郡日南町生山737 日南町商工会 会長 天崎 直幸	総務教育常任委員会



日南町議会

議長 山本芳昭 殿

日南商工発第 62号
令和2年11月4日

日野郡日南町生山 737
日南町商工会
会長 天崎直幸
電話 0859-82-0145



小規模企業振興に関する条例の制定の要望について

平素は、日南町の中小企業・小規模事業者の振興にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

小規模企業は、就業機会の提供、地域経済の安定、地域住民の生活の向上、新たな産業の創出など、地域の経済基盤、社会基盤を支える存在です。

その重要性を踏まえ、平成26年6月27日に公布された小規模企業振興基本法では、地方公共団体においても小規模企業振興に関する施策を策定・実施する責務が明記されるとともに、小規模企業の振興に関する施策があまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう国、地方公共団体等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定されたところ（同法第7条及び第9条）。

地域の活性化のためには、日南町の事業者数の約9割を占める小規模企業の振興が不可欠であり、日南町において小規模企業対策の一層の推進を図ることが求められます。

つきましては、日南町におきましても、小規模企業振興基本法制定等の主旨を十分にご理解いただき、小規模企業対策の一層の推進を図るため、「小規模事業者の事業の持続的発展」や「小規模企業政策に関する基本計画等の策定」等を盛り込んだ小規模企業の振興を図る条例の制定につきまして、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

併せて、本商工会の事業活動並びに社会的使命についてもご理解をいただき、同条例において、日南町内商工業者の本商工会への積極的加入を盛り込んでいただきますようお願いいたします。

小規模企業振興基本法の関係条文等

1. 提案理由

中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2. 関係条文

(基本原則)

第三条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第九条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業に関する団体その他の関係者は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策があまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

〇〇市町村小規模企業振興基本条例 (参考モデル例) (改訂版)

(目的)

第 1 条 この条例は、小規模企業が〇〇市町村における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、〇〇市町村の責務、事業者及び商工会（中小企業団体）の役割等を明らかにするとともに、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって〇〇市町村民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する事業者であって、〇〇〇市町村内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工会とは、商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)の規定に基づく商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。

※中小企業条例を策定する場合

中小企業とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

※中小企業団体とする場合

中小企業団体とは、商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)の規定に基づく商工会及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項各号に掲げるもの並びにこれらに準ずる団体で〇〇市町村長が特に認めるもののうち、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

なお、中小企業団体に代わる名称は、中小企業支援機関、中小企業関連団体、地域経済団体、商工団体などがあります。

(基本理念)

第 3 条 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い

手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、都道府県その他関係機関との連携を図り、小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

(基本計画の策定)

- 第4条 ○○市町村は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 ○○市町村は、基本計画を定めるにあたり、あらかじめ小規模企業者の意見及び商工会の経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 ○○市町村は、小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごと基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
 - 4 第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第5条 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 小規模企業の経営基盤の整備に関する施策
- (3) 小規模企業の人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策
- (4) 小規模企業の事業承継の促進に関する施策
- (5) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (6) 小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (7) 小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (8) 小規模企業に関する情報の収集及び提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、○○市町村長が必要と認める施策

(○○市町村の責務)

第6条 ○○市町村は、第3条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 ○○市町村は、小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生

活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第 7 条 小規模企業者は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 小規模企業者は、商工会（中小企業団体）への加入に努めるものとする。

3 小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会（中小企業団体）の役割)

第 8 条 商工会（中小企業団体）は、小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、〇〇市町村が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(〇〇市町村民の理解と協力)

第 9 条 〇〇市町村民は、小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等の〇〇市町村民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)

第 10 条 〇〇市町村は、毎年度、小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

2 〇〇市町村は、前項の検証にあたっては、小規模企業者・商工会（中小企業団体）その他関係機関の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第 11 条 〇〇市町村は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、〇〇市町村長が定める。

○上記以外の項目の参考事例

(小規模企業者への配慮) …中小企業振興条例のケース

市は、施策の推進に当たり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

中小企業団体は、国、県、市その他関係機関と連携し、小規模企業者に対するきめ細やかな支援を行うよう努めるものとする。

[長崎県：平戸市中小企業・小規模企業の振興に関する条例

(平成 27 年 3 月 25 日)]

(商工業者と観光事業者及び農林漁業者等との連携)

市は、商工業の経営の向上を図るため、観光事業者及び農林漁業者等との有機的連携を促進するものとする。

[京都府：京丹后市商工業総合振興条例 (平成 25 年 10 月 1 日)]

(大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割)

大企業者及び大規模小売店舗設置者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者と連携及び協力すること。
- (2) 中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力すること。
- (3) 域内において生産、製造又は加工された産品を積極的に取り扱い、及び域内で提供されるサービス等を積極的に利用すること。
- (4) 地域経済団体に加入するとともに、地域との共存共栄を図り、地域に貢献する活動を行うこと

[北海道：北見市中小企業振興基本条例 (平成 25 年 3 月 18 日)]

※) 地域の事情を踏まえ、適宜、追加や削除を行ってください。

(市の責務) …域内受注機会の増大

市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業をはじめとする市内事業者の受注機会の増大に努めなければならない。

[沖縄県：うるま市中小企業振興基本条例 (平成 25 年 7 月 3 日)]

(大学等の役割)

大学等は、その人材の育成、研究及びその成果の普及が中小企業・小規模企業・小企業の振興に資するものであることに鑑み、中小企業者・小規模企業者・小企業者との連携を図り、共に地域経済の振興に努めるものとする。

[沖縄県：宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例

(平成 27 年 7 月 1 日)]